

安全衛生委員会を設置しましょう

1 委員会の意義

安全衛生委員会は労使が協力し合って、職場における安全衛生問題を調査審議する場であり、同委員会において問題事項について、労使が納得いくまで話し合い、労使の一致した意見に基づいて行動することが望ましい。

2 委員会の設置

安全委員会... 常時使用する労働者が50人以上の事業場で、次の業種に該当するもの
 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業

常時使用する労働者が100人以上の事業場で、次の業種に該当するもの
 製造業のうち 以外の業種、運送業のうち 以外の業種、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゆう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゆう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業

衛生委員会...常時使用する労働者が50人以上の事業場（全業種）

3 委員の構成、調査審議事項

	安全委員会（安衛法第17条）	衛生委員会（安衛法第18条）
委員の構成	1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等（1名） 2 安全管理者 3 労働者（安全に関する経験を有する者）	1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等（1名） 2 衛生管理者 3 産業医 4 労働者（衛生に関する経験を有する者）
調査審議事項	1 安全に関する規程の作成に関すること。 2 危険性又は有害性等の調査等のうち、安全に関すること。 3 安全に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。 4 安全教育の実施計画の作成に関すること。など	1 衛生に関する規程の作成に関すること。 2 危険性又は有害性等の調査等のうち、衛生に関すること。 3 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。 4 衛生教育の実施計画の作成に関すること。 5 作業環境測定結果に関すること。 6 定期健康診断等の結果に対する対策の樹立に関すること。 7 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。 8 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。など
その他（共通事項）	毎月一回以上開催すること。 委員会における議事の概要を労働者に周知すること。 委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、これを3年間保存すること。	



1以外の委員については、事業者が委員を指名することとされています。なお、この内の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合（過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名しなければなりません。

調査審議事項の詳解

○安全委員会

- ・「安全に関する規定」には、保護具の着用、火気の使用禁止など安全を確保するため労働者が遵守すべき事項にとどまらず、各級管理監督者の安全に関する職務内容、危険な作業についての安全上の留意事項等についても定める。
- ・「安全教育」には、法第59条(雇入、作業変更時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育)および第60条(職長教育)の教育等のうち、安全に係るもののほか、ずい時必要な時期における労働者に対する安全教育が含まれる。

○衛生委員会

- ・「衛生に関する規定」には、健康診断の実施に関する規定、有害な業務その他職業性疾病を発生するおそれがある業務などについての作業の実施要領、作業環境の点検及び測定の要領に関するものが含まれる。
- ・「衛生教育」には、法第59条及び第60条による安全衛生教育等のうち衛生に関するもののほか、随時必要な時期における労働者に関する衛生教育が含まれる。
- ・「健康診断の結果」については、職場の健康管理対策に役立つ内容のものであればよく、受診者個々の健康診断結果は含まれない。
- ・「長時間労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」には、
 - 長時間労働による労働者の健康障害の防止対策の実施計画の策定等に関すること
 - 面接指導等の実施方法及び実施体制に関すること
 - 面接指導等の労働者の申出が適切に行われるための環境整備に関すること
 - 面接指導等の申出を行ったことにより当該労働者に対して不利益な取扱いが行われることがないようにするための対策に関すること
 - 面接指導等の事業場で定める必要な措置に係る基準の策定に関すること
 - 事業場における長時間労働による健康障害の防止対策の労働者への周知に関することが含まれること。
- ・「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」は精神障害等の労災認定件数が増加しており、事業場において労使が協力してメンタルヘルス対策を推進する重要性が増していることから、衛生委員会等の付議事項としたこと。
 - なお、この対策の樹立に関することには、
 - 事業場におけるメンタルヘルス対策の実施計画の策定等に関すること
 - 事業場におけるメンタルヘルス対策の実施体制の整備に関すること
 - 労働者の精神的健康の状況を事業者が把握したことにより当該労働者に対して不利益な取扱いが行われるようなことがないようにするための対策に関すること
 - 労働者の精神的健康の状況に係る健康情報の保護に関すること
 - 事業場におけるメンタルヘルス対策の労働者への周知に関することが含まれること。